2026年10月30日

スイス・リー・インターナショナル・エスイー日本支店

「保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ベースのソルベンシー・マージン比率）」の公表につきまして

2026年9月発行の弊社ディスクロージャー誌「2026 年 スイス・リー・インターナショナル・エスイー日本支店の現状」の3ページ及び22ページで別途開示することとしておりました「保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ベースのソルベンシー・マージン比率）」につきまして、以下の通り公表いたします。

Ⅴ 日本における直近の2事業年度における財産の状況

4．保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

ソルベンシー・マージン比率とは

○ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力（そなえ）を持っているかを示す重要な指標です。
この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されます。

○令和7年度決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。
そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（＝ソルベンシー・マージン）を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。

この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

令和7年度決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率（\%）} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

適格資本・所要資本

適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み益、借り入れの一種である劣後債などが含まれます。
これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。

適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて2つの階層（Tier）に分類されます。

Tier1適格資本は、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）及び会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。

Tier2適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

単体ベースの比率、連結ベースの比率

ソルベンシー・マージン比率には、単体ベースの比率、連結ベースの比率があります。

単体ベースの比率とは、1つの保険会社の内部の資本・リスクだけを対象にして算出した比率のことです。

連結ベースの比率とは、親会社＋子会社等をまとめた「保険グループ全体」の資本とリスクを対象にして算出した比率のことです。

保険会社が子会社や関連会社を持つ場合は、グループ全体の健全性を確認する必要があるため、連結ベースの比率が用いられます。

なお、子会社株式に係る特例手法を適用して単体ベースのソルベンシー・マージン比率を算出し、その計算結果を連結ベースの計算結果とすることもできます。

（1）保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円、%）

区分（単体ベース）		令和6年度（令和7年3月31日現在）	令和7年度（令和8年3月31日現在）	増減
Tier1適格資本の額(B)−(C)	(A)	−	4,279	−
Tier1適格資本に係る基礎項目の額	(B)	−	4,284	−
算入制限のないTier1資本調達手段の額		−	-	−
算入制限のあるTier1資本調達手段の額		−	-	−
資本調達手段以外のTier1適格資本の額		−	4,284	−
Tier1適格資本に係る調整項目の額	(C)	−	4	−
Tier2適格資本の額(E)−(F)−(G)	(D)	−	4	−
Tier2適格資本に係る基礎項目の額	(E)	−	4	−
Tier2資本調達手段の額		−	-	−
資本調達手段以外のTier2適格資本の額		−	4	−
Tier2適格資本に係る調整項目の額	(F)	−	-	−
Tier2適格資本への上限適用による控除の額	(G)	−	-	−
適格資本の額(A)+(D)	①	−	4,284	−
生命保険リスクの額	(a)	−	-	−
損害保険リスクの額	(b)	−	112	−
巨大災害リスクの額	(c)	−	317	−
市場リスクの額	(d)	−	174	−
信用リスクの額	(e)	−	1,078	−
オペレーショナル・リスクの額	(f)	−	259	−
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	(g)	−	-	−
分散効果の額	(h)	−	382	−
所要資本の額（税効果考慮前）(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)−(h)	(j)	−	1,559	−
所要資本の税効果の額	(k)	−	132	−
所要資本の額（税効果考慮後）(j)−(k)	②	−	1,426	−
ソルベンシー・マージン比率 ①／②		−	300.3%	−

（注）

1.「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）及び第87条（通常の予測を超える危険に対応する額）、第161条（健全性の基準に用いる供託金等）、第162条（通常の予測を超える危険に対応する額）並びにソルベンシー・マージン比率告示（令和7年金融庁告示第74号）の規定に基づいて算出された比率です。

2.令和7年度からの適用のため、令和6年度の数値及び増減は「−」と記載しています。

(2)ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

（単位：百万円、%）

要約（単体ベース）			
項　目	イ	ロ	ハ
	令和6年度 （令和7年 3月31日現在）	令和7年度 （令和8年 3月31日現在）	増減
適格資本の額(A)	－	4,284	－
所要資本の額(B)	－	1,426	－
ソルベンシー・マージン比率（(A)／(B)）	－	300.3%	－

（注）令和7年度からの適用のため、令和6年度の数値及び増減は「－」と記載しています。

(3)適格資本の額の構成(単体ベース)に関する事項

(単位:百万円)

適格資本の額の構成		
項　目	イ 令和6年度 (令和7年 3月31日現在)	ロ 令和7年度 (令和8年 3月31日現在)
Tier1適格資本の額((B)−(C)) (A)	−	4,279
Tier1適格資本に係る基礎項目の額 (B)	−	4,284
算入制限のないTier1資本調達手段の額	−	−
算入制限のあるTier1資本調達手段の額	−	−
資本調達手段以外のTier1適格資本の額	−	4,284
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	−	1,196
資本剰余金(Tier2適格資本に算入されるものを除く)の額	−	−
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	−	7
その他の拠出金等の額	−	3,424
経済価値ベースの調整額	−	△ 343
Tier1適格資本に係る調整項目の額 (C)	−	4
無形固定資産(繰延税金負債相殺後)の額	−	−
繰延税金資産の額	−	4
前払年金費用又は退職給付に係る資産(繰延税金負債相殺後)の額	−	−
他の金融機関等が意図的に保有しているTier1資本調達手段の額	−	−
自己のTier1資本調達手段への投資の額	−	−
不適格再保険資産の額	−	−
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	−	−
Tier2適格資本の額((E)−(F)−(G)) (D)	−	4
Tier2適格資本に係る基礎項目の額 (E)	−	4
Tier2資本調達手段の額	−	−
算入制限のあるTier1資本調達手段の制限を超過した額	−	−
払込済みTier2資本調達手段の額	−	−
払込未済のTier2資本調達手段の額	−	−
資本調達手段以外のTier2適格資本の額	−	4
Tier2資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	−	−
処分制約のある資産のうちTier1適格資本から控除される額	−	−
Tier2バスケット(上限適用後)の額	−	4
Tier2適格資本に係る調整項目の額 (F)	−	−
他の金融機関等が意図的に保有しているTier2資本調達手段の額	−	−
自己のTier2資本調達手段への投資の額	−	−
Tier2適格資本への上限適用による控除の額 (G)	−	−
適格資本の額((A)+(D))	−	4,284

(注)令和7年度からの適用のため、令和6年度の数値及び増減は「−」と記載しています。

(4)所要資本の額の構成に関する事項

(単位:百万円)

所要資本の額の構成(単体ベース)		
項　目	イ 令和6年度 (令和7年 3月31日現在)	ロ 令和7年度 (令和8年 3月31日現在)
生命保険リスクの額 (A)	－	－
損害保険リスクの額 (B)	－	112
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額	－	12
自動車保険類似の商品に係るリスクの額	－	－
財物保険類似の商品に係るリスクの額	－	101
その他保険に係るリスクの額	－	8
巨大災害リスクの額 (C)	－	317
巨大自然災害リスクの額	－	201
日本における地震に係るリスクの額	－	6,827
日本における風水災に係るリスクの額	－	200
日本における雪災に係るリスクの額	－	27
外国における巨大自然災害リスクの額	－	8
その他の額	－	－
その他の巨大災害に係るリスクの額	－	245
マネジメント・アクションの効果の額	－	－
市場リスクの額 (D)	－	174
金利リスクの額	－	－
スプレッドリスクの額	－	0
株式リスクの額	－	25
不動産リスクの額	－	－
為替リスクの額	－	－
資産集中リスクの額	－	172
マネジメント・アクションの効果の額	－	－
信用リスクの額 (E)	－	1,078
オペレーショナル・リスクの額 (F)	－	259
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)	－	－
分散効果の額 (H)	－	382
所要資本の額(税効果考慮前)((A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)−(H)) (J)	－	1,559
所要資本の税効果の額 (K)	－	132
所要資本の額(税効果考慮後)((J)−(K))	－	1,426

(注)

1.所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。

2.令和7年度からの適用のため、令和6年度の数値及び増減は「－」と記載しています。

(5)経済価値ベースのバランスシートに関する事項(単体ベース)

令和7年度(令和8年3月31日現在)　　(単位:百万円)

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)				
科　目	イ 財務会計 ベースの額	ロ 組替え の額	ハ 評価替え の額	ニ 経済価値 ベースの額 (イ+ ロ +ハ)
資産の部				
総資産	10,198	12,441	△ 6,539	16,100
現金及び預貯金	872	-	-	872
有価証券	7,799	-	-	7,799
国債	7,747	-	-	7,747
その他の証券	51	-	-	51
繰延税金資産	4	-	-	4
その他資産	1,522	-	-	1,522
再保険回収額		12,441	△ 6,539	5,902
負債の部				
総負債	5,816	12,195	△ 6,195	11,816
保険負債(保険契約準備金)合計	755	12,203	△ 6,195	6,763
現在推計の額(保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外)	517			6,691
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額				72
規制上の準備金に属するもの(危険準備金等)	237	△ 237	-	-
非保険負債合計	5,061	△ 8	-	5,052
退職給付引当金	163	-	-	163
その他の引当金	32	-	-	32
価格変動準備金	8	△ 8	-	-
未払法人税等	0	-	-	0
その他負債	4,855	-	-	4,855
純資産の部				
純資産	4,382	246	-	4,284
持込資本等合計	4,374	246	-	4,620
持込資本金	3,224	-	-	3,224
供託金	200	-	-	200
剰余金	949	-	-	949
規制上の準備金		246	-	246
その他の包括利益累計額合計(評価・換算差額等合計)	7	-	-	7
その他有価証券評価差額金	7	-	-	7
経済価値ベースの調整額				△ 343

（注）

1.根拠法令

経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号及び令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しています。

2.継続企業の前提に関する事項

継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在しません。

3.経済価値ベースのバランスシートの作成方針

ア.資産の評価方法

① 当社における主な資産の評価方法は以下のとおりです。

Ⅰ.資産の部に計上される金融商品等

金融商品等の額については、財務会計上時価評価されており、経済価値ベースのバランスシートにおいても当該評価額を使用しています。

Ⅱ.再保険を付した保険契約の再保険回収額

再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値として資産の部に計上しています。

なお、将来キャッシュ・フロー及び割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いています。

また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については格付別に設定した期待デフォルト率等を用いて計算しております。

Ⅲ.繰延税金資産

繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額を加算（または減算）しております。

② 当社は、資産の評価において、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナリティ原則を適用した簡便な計算を行っています。例えば、投資信託の取扱いをその他の株式として評価しています。プロポーショナリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

③ 当社は、資産の評価において、特段マネジメント・アクションを考慮しておりません。

④ 当社は、資産の評価において、特段エキスパート・ジャッジメントを適用しておりません。

イ.負債の評価方法

① 当社において、負債の評価方法は主に以下のとおりです。

Ⅰ.経済価値ベースの保険負債

基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額（以下、「MOCE」といいます）を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次のとおりです。

i. 認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。

ii. 将来キャッシュ・フローの見積り

a. 契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利及び義務に基づき判断しています。

b. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

損害率の前提は、直近の実績および契約引受時の想定を考慮して保険種目別に設定しております。

事業費率の前提は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。

支払備金（現在推計のうち既経過責任に係るもの）については、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。チェーン・ラダー法等における展開係数の前提は保険種目別に設定し、直近の実績及び保険契約の特性を反映しています。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

iii. 割引率

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに調整後スプレッドを加算して算出しています。

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。

主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	5年	10年	15年	20年
日本円	一般バケット	1.889%	2.490%	3.013%	3.579%

iv. MOCE

MOCEはランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。

Ⅱ.負債の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、時価に評価替えをしています。なお、評価替えに当たっては当社の信用状態の変化を考慮していません。

ただし、適格資本の金額に含まれる金融商品等は貸借対照表計上額により計上しています。

② 当社は、負債の評価において、保険負債について、原則的な取扱いは将来インフレーションを考慮すべきであるものの、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナリティ原則を適用し、簡便的に将来インフレーションを考慮しておりません。
プロポーショナリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

③ 当社は、負債の評価において、特段マネジメント・アクションを考慮しておりません。

④ 当社は、負債の評価において、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づくものとし、保守的又は楽観的な偏りのないものと判断していますが、将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる損害率及び契約者行動に関する前提の一部についてはエキスパート・ジャッジメントを適用しています。

ウ.経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

4.経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

5.経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

ア.会計上の見積りに関する事項

(ⅰ)会計上の見積りにより当事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートにその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす可能性があるもの

該当ありません。

(ⅱ)当事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートの(ⅰ)に掲げる項目に計上した額

該当ありません。

(ⅲ)(ⅱ)に掲げるもののほか、(ⅰ)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(l) 経済価値ベースの保険負債

①当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額6,763百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ⅰ.当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

注記3.イ.負債の評価方法に記載のとおりです。

ⅱ.当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計及びMOCEが著しく変動する可能性があります。

これらの前提に関する情報は注記3.イ.負債の評価方法に記載のとおりです。

a.損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる前提

損害率の前提は、直近の実績および契約引受時の想定を考慮して保険種目別に設定しております。

事業費率の前提は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。

支払備金(現在推計のうち既経過責任に係るもの)については、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。チェーン・ラダー法等における展開係数の前提は保険種目別に設定し、直近の実績及び保険契約の特性を反映しています。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

b.割引率に関する前提

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに調整後スプレッドを加算して算出しています。

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。

イ.会計上の見積りの変更

(ⅰ) 当該会計上の見積りの変更の内容

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

(ⅱ) 当該会計上の見積りの変更の経済価値ベースのバランスシートの項目に対する影響額

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

(ⅲ) 当該会計上の見積りの変更が翌事業年度以降の経済価値ベースのバランスシートの項目に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

6.特別勘定等の資産

該当ありません。

7.重要な後発事象

ア.当事業年度の末日後、当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす事象

(当事業年度の末日における貸借対照表の作成において考慮した事象を除く。)

該当ありません。

イ.当事業年度の末日後、翌事業年度以降の経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす事象

該当ありません。

(6) 外国証券の種類別差異調整に関する事項

該当事項はありません。

(7)保険負債の商品別差異調整に関する事項

令和7年度(令和8年3月31日現在)　　(単位:百万円)

保険負債の商品別差異調整(単体ベース)						
項　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計ベースの額	再保険のグロスアップ	非経済前提の更新	経済前提の更新	その他	経済価値ベースの額(MOCEの額を除く)
保険負債	517	12,441	△ 6,191	△ 76	－	6,691
生命保険契約等	－	－	－	－	－	－
損害保険契約等	517	12,441	△ 6,191	△ 76	－	6,691
未経過責任に係る保険負債	322	8,589	△ 6,191	△ 23	－	2,696
財物保険類似	255	7,579	△ 5,419	△ 23	－	2,390
自動車保険類似	－	－	－	－	－	－
賠償責任保険類似	52	690	△ 281	△ 10	－	450
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	5	119	△ 372	11	－	△ 235
その他保険	8	200	△ 117	△ 1	－	91
既経過責任に係る保険負債	195	3,852	－	△ 52	－	3,994
財物保険類似	155	2,432	－	△ 26	－	2,561
自動車保険類似	－	－	－	－	－	－
賠償責任保険類似	35	1,356	－	△ 25	－	1,366
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	1	17	－	△ 0	－	18
その他保険	2	46	－	△ 0	－	48
再保険回収額	－	12,441	△ 6,467	△ 72	－	5,902
生命保険契約等	－	－	－	－	－	－
損害保険契約等	－	12,441	△ 6,467	△ 72	－	5,902
未経過責任に係る保険負債	－	8,589	△ 6,466	△ 21	－	2,100
財物保険類似	－	7,579	△ 5,717	△ 20	－	1,841
自動車保険類似	－	－	－	－	－	－
賠償責任保険類似	－	690	△ 314	△ 9	－	366
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	－	119	△ 308	8	－	△ 180
その他保険	－	200	△ 126	△ 0	－	73
既経過責任に係る保険負債	－	3,852	△ 0	△ 50	－	3,801
財物保険類似	－	2,432	△ 0	△ 24	－	2,407
自動車保険類似	－	－	－	－	－	－
賠償責任保険類似	－	1,356	△ 0	△ 24	－	1,331
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	－	17	－	△ 0	－	16
その他保険	－	46	－	△ 0	－	46

(8)ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

令和7年度(令和8年3月31日現在)　　(単位:百万円、%)

感応度分析(単体ベース)								
項　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
	当期末の数値	円金利 50ベーシス・ポイント上昇	円金利 50ベーシス・ポイント下降	米ドル金利 50 ベーシス・ポイント上昇	米ドル金利 50 ベーシス・ポイント下降	円金利 UFR 50ベーシス・ポイント下降	株式・不動産 10%下落	為替 10%円高
ソルベンシー・マージン比率	300.3%	−	−	−	−	−	−	−
適格資本の額	4,284	−	−	−	−	−	−	−
総資産	16,100	−	−	−	−	−	−	−
保険負債の額(MOCEを除く)	6,691	−	−	−	−	−	−	−
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額	72	−	−	−	−	−	−	−
非保険負債の額	−	−	−	−	−	−	−	−
純資産の額	4,284	−	−	−	−	−	−	−
所要資本の額	1,426	−	−	−	−	−	−	−
生命保険リスクの額	−	−	−	−	−	−	−	−
市場リスクの額	174	−	−	−	−	−	−	−

(注)

シナリオ ロ～チにつきましては、ソルベンシー・マージン比率の差の絶対値が1%未満であるため、記載を省略しております。

(9)適格資本の額及び所要資本の額の変動要因分析に関する事項

令和7年度からの適用のため、該当事項はありません。

（10）ソルベンシー・マージン比率の計算(単体ベース)に用いられた前提及び手法に関する事項

令和7年度（令和8年3月31日現在）

1. 子会社株式に係る特例手法の適用

該当ありません。

2. 現在推計の額の計算に係る前提及び手法

a. 割引率

（ⅰ）保険契約ポートフォリオの概要

全ての保険契約ポートフォリオは一般バケットに分類しております。

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。

主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	5年	10年	15年	20年
日本円	一般バケット	1.889%	2.490%	3.013%	3.579%

b. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率の前提は、直近の実績および契約引受時の想定を考慮して保険種目別に設定しております。

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる事業費率の前提は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

c. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法

該当ありません。

3. 所要資本の額の計算に係る前提及び手法

a. マネジメント・アクション

所要資本の計算において、特段マネジメント・アクションは考慮しておりません。

b. リスク削減手法

リスク削減手法としては、グループ内再保険の契約が適用されています。リスク削減手法の認識の全ての要件を満たしていると評価しております。

c. 生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

該当ありません。

d. 損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

該当ありません。

e. 内部モデル手法の適用

該当ありません。

f. 内部割引率手法の適用

該当ありません。

4. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法

該当ありません。

5. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する重要な変更

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

（11）単体ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

単体ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、引受部門等の業務部門（以下、「業務部門」）から独立した単体ソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者及び単体ソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者（以下、「検証責任者」）を選任しております。検証責任者の選任は、選任のためのルール及びプロセスに関する社内規程等に基づいております。検証責任者の選任に当たっては、単体ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足るリスク管理または保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性、業務部門からの独立性等を勘案しております。また、日本支店経営委員会（以下、「経営委員会」）へ直接報告できる権限等、検証責任者の権限・責任・独立性等についても経営委員会にて承認を得て、社内規程等に定めております。経営委員会は、検証責任者による検証結果について、報告を受けております。